

令和5年度

いじめ防止基本方針



瞳輝く坊勢っ子の育成

姫路市立坊勢小学校

# 令和5年度坊勢小いじめ防止基本方針

## 瞳輝く坊勢っ子の育成

やさしく かしく たくましく

思いやりのある子 自ら進んで学ぶ子 挑戦する子 故郷を誇りに思う子

### 【家庭・地域との連携】

保護者へのワークショップ  
学校・家庭・地域の連携によるいじめ問題への取り組み

### 【校内組織】

いじめ対応チーム  
校長・教頭・生活指導  
特別支援コーディネーター  
カウンセラー 道徳人権担当  
養護教諭 スクールソーシャルワーカー

### 【関係機関との連携】

坊勢中学校・坊勢幼稚園  
子ども家庭センター  
教育委員会各課  
警察署 等

### 【防 止】

いじめはいつでも  
どこでも  
だれにでも  
起こり得る

### 【早期発見】

児童の見守り  
信頼関係  
小さな変化を見逃さない

### いじめへの対処

- ・組織的対応
- ・保護者の協力
- ・教育委員会への報告
- ・関係機関との連携

### ☆ 重大事態への対応 ☆

- ・緊急時の組織の設置
- ・質問紙調査の実施
- ・教育委員会への報告
- ・当該児童、保護者に対する情報提供（適時・適切）
- ・警察への連絡

## 1 いじめ問題に対する基本的な考え方

### (1) 定義

いじめとは、児童に対して、当該児童が在籍している該当児童と一定の人間関係のある他の児童が行う心理的又は、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものとする。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童に立って行うものとする。

### (2) いじめの基本認識

- ・いじめはどの子、どの学校でも起こり得るものである。
- ・いじめは、いじめられる側にも問題があるという認識は間違っている。
- ・いじめは人権侵害であると同時にその行為の態様により、傷害、暴行、強要、名誉毀損等の刑法に触れ、人として決して許されない。
- ・いじめは、暴力を伴わなくても生命・身体に重大な危険をもたらす場合がある。
- ・いじめは、大人には、気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。

### (3) 学校としての構え

- ① 児童の心身の安全・安心を最優先に未然防止・早期発見・早期対応で児童を見守る。
- ② 全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ③ 未然防止のために学級経営または、異年齢集団における諸活動において「望ましい人間関係などで自己有用感を味わえる人間関係」を築く。
- ④ いじめ防止・発見・解消に向けて保護者・地域との連携を図る。
- ⑤ P T A地域と連携し「脱 いじめ」「禁 いじめ」「STOP THE いじめ」等のスローガンを作成する。

## 2 学校の方針

本校は、教育目標に「瞳輝く坊勢っ子の育成」を掲げている。その教育目標を達成するために、4つの教育方針を設定した。1つ目は、学校のすべての教育活動を通して、豊かな心を育み、思いやりの心を持ち、自他を大切にする児童の育成に努める。2つ目は、義務教育9年間を見通した授業を充実し、「確かな学力」の定着を図る。3つ目は、健康や安全に留意して、健全な生活を営むことができる児童を育成する。4つ目は、坊勢の歴史・自然・文化等を学び、島を愛し将来島を担うことができる児童を育成する。これらの教育方針のもと、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開し、児童に「生きる力」を養いたい。

そのためには、全校児童が安心して学校生活を送り、有意義で充実した教育活動に取り組み、自己有用感を高めることが必要である。また、教職員が児童とともにいじめを防止し、人権を守る土壌を育み、いじめを許さない学校づくりを推進しなければならない。そこで、本校は日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は、適切かつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を策定した。

## 3 基本的な考え方

本校は、家島群島の中でも南西に位置し、島内には、幼稚園・小学校・中学校がそれぞれ1つずつある。11年間クラス替えがなく、学年はいつも同じ仲間で活動するが、幼・小・中合同行事や学校行事では、年上の児童・生徒が年下の児童・園児の世話を積極的に行っている。また、地域の学習資源や人材も豊富で、地域へ出向いて体験活動を行い、地域の方をゲストティーチャーとして招き、学習活動を行っている。さらに、児童は地域の行事に積極的に参加し、島の歴史や伝統に触れ、島の良さを実感し、島を愛する心を育てている。幼・小・中の教職員は、「島の子どもは全教職員で育てる」を合い言葉に、校種を超えた教育活動を展開し、児童・生徒は児童・生徒間だけではなく教職員との距離が近く、のびのび育てている。

いじめについては、小規模校の利点を生かし、日頃から教職員が個々の児童の学校生活や家庭生活の状

況を敏感にキャッチし、児童の微妙な変化に対応している。そして、教職員が児童とともに、いじめを許さない学校づくりを推進するため、以下の体制を構築し取り組んでいる。

#### 4 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

##### (1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、カウンセリングに関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

##### 別紙1 校内の指導体制

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

##### 別紙2 チェックリスト

##### (2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめ防止の観点から、学校の教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取り組みを体系的・計画的に行うため、包括的な取り組みの方針、いじめ防止対策のための取り組み、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質・能力の向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

##### 別紙3 年間指導計画

##### (3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的な対応を別に定める。

##### 別紙4 緊急時の組織的対応

#### 5 重大事態への対応

##### (1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき」で、いじめを受ける児童の状況で判断する。例えば、身体に重大な障害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合、金品等に重大な被害を被った場合、児童が自殺を企図した場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、学校が判断する。

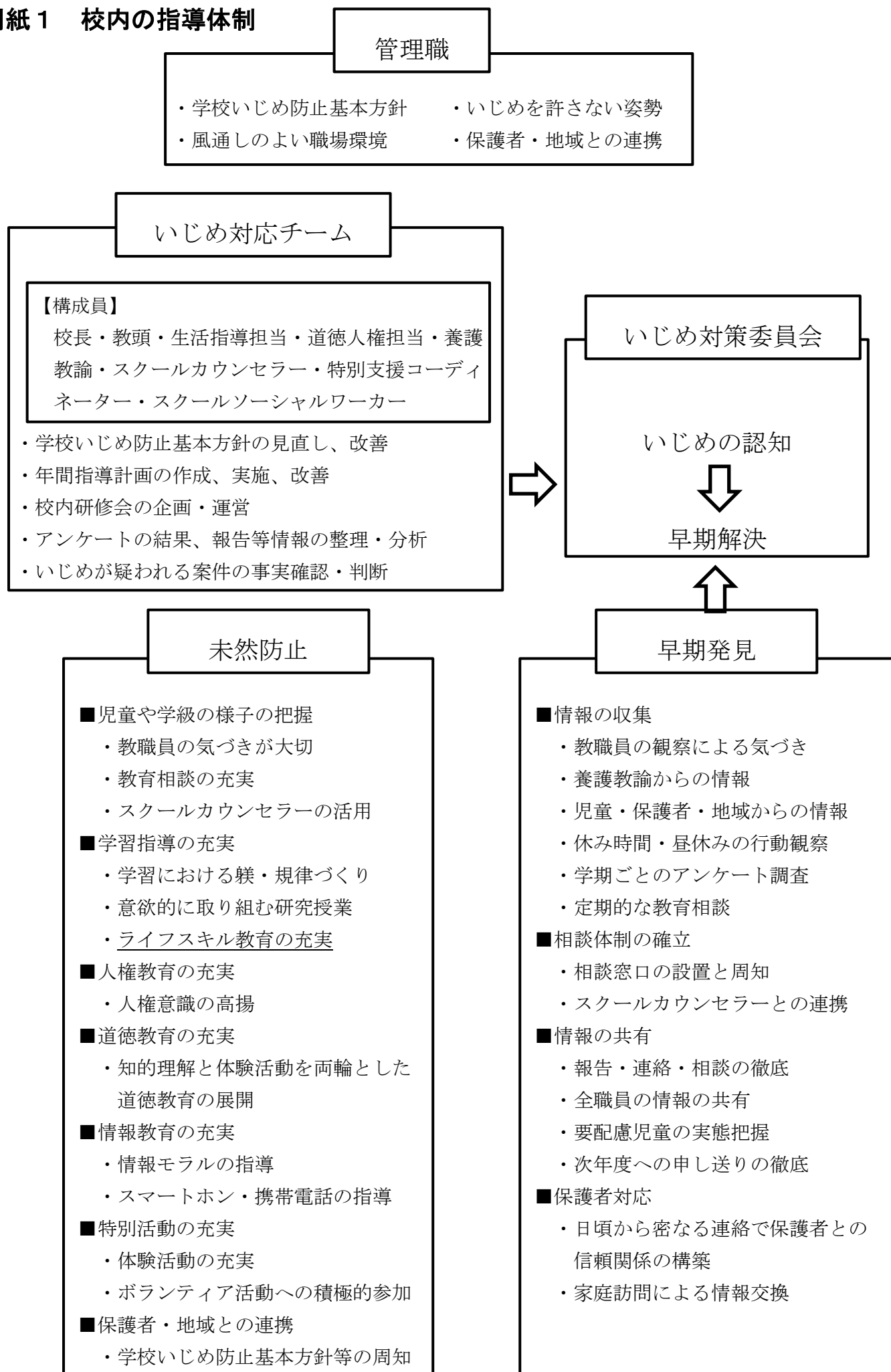
さらに、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

##### (2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、姫路市教育委員会を通じて兵庫県教育委員会に報告する。校長はリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対策委員会に専門的知識及び経験を有する外部の専門家を加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。

なお、事案によっては、兵庫県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

# 別紙1 校内の指導体制



## 別紙2 チェックリスト

### いじめ早期発見のためのチェックリスト

#### いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている。
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする。
- 学年や学級が荒れている。
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる。
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある。
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない。
- グループ分けをすると特定の子どもが残る。
- 些細なことで冷やかしからいがある。

#### いじめられている児童

##### ◎日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる。
- 下を向いて視線を合わせようとしない。
- 早退やひとりで下校することが増える。
- 体調不良を訴えて保健室に行きたがる。
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている。
- 友だちに悪口を言われても言い返さず、愛想笑いをする。
- おどおど、にやにや、にたにたしている。
- 顔色が悪く、元気がない。
- 遅刻・欠席が多くなる。
- 時々涙ぐんでいる。

##### ◎授業中・休憩時間

- 発言すると冷やかされる。
- 班編制のとき、孤立しがちである。
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える。
- ひとりでいることが多い。
- 教室へいつも遅れて入ってくる。
- 教職員の近くにいたがる。

##### ◎昼食時

- 好きなものを他の子にあげる。
- いつもひとりで食べている。
- 他の子どもから机を少し離される。
- 量が減ったり食べなかったりする。

##### ◎その他

- 個人を中傷する落書きが書かれる。
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする。

#### いじている児童

- 多くのストレスを抱えている。
- 教職員によって態度を変える。
- 集団で行動し、他の子どもに指示を出す。
- 発言の中に差別意識が見られる。
- 教職員が近づくと、集団が黙り込む。
- あからさまに、教職員の機嫌をとる。
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ。
- 教職員の指導を素直に受け取れない。
- 表情で他の子どもに指示を出す。
- 教職員が近づくと、集団が分散する。

### 別紙3 年間指導計画

|     | 職員会議等                             | 未然防止に向けた取り組み                   | 早期発見に向けた取り組み      |
|-----|-----------------------------------|--------------------------------|-------------------|
| 4月  | いじめ対応チーム<br>・指導方針・計画作成            | 学級づくり<br>幼・小・中合同集会<br>PTA総会で啓発 |                   |
| 5月  |                                   | 地域行事参加<br>幼・小・中合同運動会           | 家庭訪問<br>教育相談      |
| 6月  | 事案発生時                             | ライフスキル教育<br>清掃活動               | 生活指導アンケート<br>教育相談 |
| 7月  |                                   |                                | 個別懇談会             |
| 8月  | いじめ対策委員会                          | 地域行事参加<br>小中合同ライフスキル研修         |                   |
| 9月  |                                   |                                | 教育相談              |
| 10月 |                                   | ライフスキル教育                       |                   |
| 11月 |                                   | 地域行事参加                         | 生活指導アンケート<br>教育相談 |
| 12月 | 職員会議                              |                                | 個別懇談会             |
| 1月  |                                   | 地域行事参加                         | 教育相談              |
| 2月  |                                   | ライフスキル教育                       | 生活指導アンケート<br>教育相談 |
| 3月  | いじめ対応チーム<br>・本年度のまとめ<br>・次年度に向け提言 | 幼稚園・中学校との情報交換                  |                   |

#### 職員会議等

- ・いじめ対応チームは、月に1回児童の生活について情報交換を行う。
- ・要配慮児童の観察結果についても共通理解を図る。
- ・スクールカウンセラーとの情報交換を定期的に行う。

#### 未然防止に向けた取り組み

- ・入学前に、幼稚園と情報交換を行う。
- ・いじめを許さない学校づくりを推進する。
- ・ライフスキル教育により、児童の人間関係の改善を図る。
- ・PTAと協力して、朝のあいさつ運動を実施する。
- ・人権教育を推進し、人権意識の高揚を図る。
- ・道徳教育を充実し、知的理解と体験活動を両輪として心豊かな児童を育成する。
- ・地域行事に積極的に参加させ、社会性の育成を図る。
  - ・鳥ヶ内海水浴場の浜清掃
  - ・秋の祭り

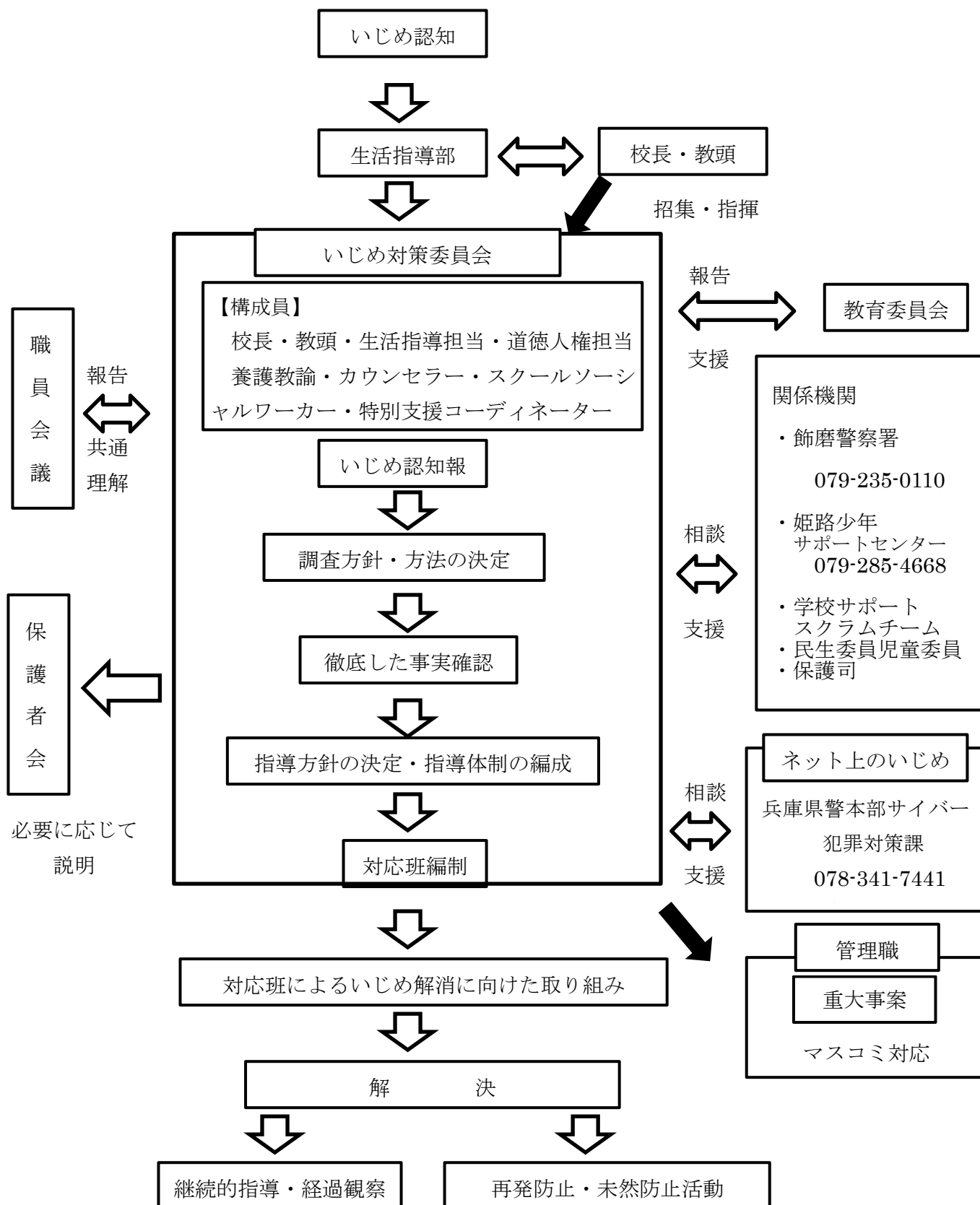
#### 早期発見に向けた取り組み

- ・生活指導アンケートは、年に3回、学期に1回行う。
- ・教育相談だけではなく、小規模校の利点を生かし、児童の日常の微妙な変化に対応する。

#### 危機管理の「さしすせそ」

- 「さ」・・・最悪を想定
- 「し」・・・慎重に対処
- 「す」・・・素早い対応
- 「せ」・・・誠意ある対応
- 「そ」・・・組織で対処

## 別紙4 緊急時の組織的対応



■被害者やいじめを知らせてくれた児童等に十分配慮し、事実確認する。

- ・いじめを発見したときは、ただちに加害者、被害者の双方から事実関係を聞き取り、聞き取った内容については周辺児童からも状況を聞き取る。
- ・必要に応じて、全校または全学年のアンケート調査を行う。

■双方の保護者に説明をする。